

函館ロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市が商標登録している函館ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用方法、使用承認の基準、手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークのデザインおよび使用方法等は、「別記マニュアル」のとおりとする。

(使用承認の基準)

第3条 ロゴマークの使用承認の基準は、別表のとおりとする。

(使用承認)

第4条 ロゴマークを使用する場合は、市長の使用承認を受けなければならない。ただし、市が使用する場合または市が主催する事業等で使用する場合は、この限りでない。

(使用料等)

第5条 ロゴマークの使用承認の手続きに係る費用および使用料は、無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費については、当該使用者の負担とする。

(使用承認の申請)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、函館ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書のほか、市長は、その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用承認の決定)

第7条 市長は、前条の規定により使用承認の申請があった場合には、当該申請に係る内容が、使用方法および使用承認の基準に適合するかどうかを審査のうえ、市長は、前条の規定により使用承認の申請があった場合には、速やかに使用承認の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認をしないものとする。

- (1) 函館市の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関係すると認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) その他市長が使用承認をすることを不相当と認めた場合

(使用承認の付与)

第8条 市長は、使用承認をすることと決定したときは、速やかに申請者に函館ロゴマーク使用承認決定通知書（第2号様式）により通知するとともに、ロゴマークのデータを引き渡すものとする。

2 市長は、前条の規定により使用承認をしないことと決定した場合には、速やかに申請者に函館ロゴマーク使用不承認通知書（第3号様式）により通知しなければならない。

(遵守事項)

第9条 前条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容に沿った適正な使用を行うこと。
- (2) ロゴマークを使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。

（使用方法の変更）

第10条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、事前に函館ロゴマーク使用承認変更申請書（第4号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

（使用停止等）

第11条 使用者はロゴマークの使用を取り止め、または承認基準を満たさなくなったときは、速やかに、函館ロゴマーク使用取り止め届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の規定による届出をしたときは、届出日をもってロゴマーク使用を直ちに停止しなければならない。

（使用承認の取り消し）

第12条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、その旨を当該使用者に通知する。（1）第9条の遵守事項に違反したとき。

（2）偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。

（3）虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。

（4）その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、函館ロゴマーク使用承認取消通知書（第6号様式）により当該決定を取り消された使用者に通知するものとする。

（責任の制限）

第13条 前条の規定によりロゴマークの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。